

三、飯場制度の改正の結果として、同盟會は知識涵養の機關となるに止まり、會社に對する交渉團體とならざるも可なり

上京委員は同盟會員としてに非ずして、各飯場所屬鑛夫の代表者として上京したる旨を言明せり。斯くて町民及警察部長の仲裁あり、十二月六日午前五時左記條項により妥協成り、事件全く落著せり。

- 一、飯場制度は將來之を改善すること。
 - 二、此際本件に關し多數の淘汰を爲さるること。
 - 三、被拘引従業者の家族は豫審終結に至るまで之を扶助すること。
 - 四、現在の通洞下八番坑以下之と同様と認むべき箇所は六時間制を採ること。
 - 五、二十五日の缺勤者に對しては傷病者並に宿下りを除き、二十七日より本月五日迄は本番賃銀を支給すること。
 - 六、同盟會の存立を認むる事。
 - 七、六日より平靜に就業すること。
- 之を以て六日は略平常通り就業、七月より全く常態に復したり。

第三節 鑛山側將來の方針

鑛山側に於ては今次紛擾の沈靜に歸すると共に、足尾鑛業事務所長以下幹部に多少の異動交迭を行ひ、人才を蒐めて善後策を講じつゝあり。就中、最も重要問題たる飯場制度の改善に付ては、現在の制度に於ては飯場頭役が傳統的地位を有するがため、往々にして其の人を得ず。

又鑛夫の出稼奨勵等に付き、頭役と鑛夫と利害相反するが如き弊害の存するは、鑛山側に於て夙に之を認むる所にして、未だ具體的の改善策の確定を見ずと雖も、(1)頭役の人選に付ては其の人物に注意し、(2)或は一般鑛夫の選舉其他の方法により、適當なる頭役を選定する方法を講じ、(3)或は飯場の數を減じ一飯場毎に頭役を二人として其の共同監督に附し、專斷の弊を除くの途を講ずる等種々考慮中なり。

又、別に本山、小瀧、通洞の三作業場毎に一の飯場組合を設け、三箇の飯場組合の聯合會を作り、其の役員を以て労働者と鑛山との意思疎通機關たらしめむとするの計畫ありと云ふ。

第三 日立鑛山に於ける紛擾事件

日立鑛山及日立製作所に於ける最近の紛擾は友愛會の宣傳運動に對し、會社側に於て之を解雇し、